

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この取扱内規は、先端科学技術推進機構（以下「機構」という。）が所管する施設（以下「研究施設」という。）の貸与について必要な事項を定めるものとする。

2 機構研究施設は、次の施設をいう。

- (1) ハイテク・リサーチ・コア
- (2) 学術フロンティア・コア

第 2 章 共同研究室

(借用者の範囲)

第 2 条 共同研究室の借用者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 機構研究員
- (2) その他機構が認める研究員、組織等

(借用目的)

第 3 条 共同研究室の借用目的は、次のとおりとする。

- (1) 機構の指定する文部科学省の大型補助事業（以下「文科省補助事業」という。）で採択された研究プロジェクト
- (2) 前号の事業への申請を前提とした研究プロジェクト
ただし、前事業終了後に不採択等で空白の期間ができるもののみとする。
- (3) 第 1 号の事業終了後 1 年未満の研究プロジェクトであって、新たに大型外部資金へ申請する研究プロジェクト
- (4) 受託研究（国、独立行政法人等）、学外共同研究
- (5) 機構内研究センター
- (6) 研究会及び研究グループ
- (7) その他機構が認める事業

(借用期間)

第 4 条 前条に規定する目的に係る借用期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号 原則として、文科省補助事業採択後から研究期間終了日まで。
- (2) 前条第 2 号 原則として、前事業終了後から文科省補助事業の採択結果が判明する日まで。

ただし、不採択となった場合は、次年度の文科省補助事業の採択結果が判明する日までを限度とする。

- (3) 前条第3号 原則として、前条第1号の研究プロジェクト終了後1年間を限度とする。
 - (4) 前条第4号から前条第6号まで 原則として、文科省補助事業の採択結果が判明し、空室の状況が明らかになった日から、その日を含む年度末まで（単年度）又は、当該事業の研究期間が終了する日までを限度とする（複数年度）。
 - (5) 前条第7号 機構が認める期間
- 2 借用期間終了後は、速やかに原状回復することとする。

（借用申請手続）

第5条 第3条に規定する目的に係る借用申請手続は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号 文科省補助事業が正式に採択された時は、研究代表者が研究室借用願を提出し、機構運営委員会の議を経て、施設借用を承認することとする。
 - (2) 第3条第2号から第7号 研究代表者が研究室借用願を提出し、機構運営委員会の議を経て、施設借用を承認することとする。ただし、単年度に限定して借用する場合は、研究計画書を併せて提出することとする。
- 2 単年度に限定して借用した場合は、借用期間終了後、研究報告書を提出することとする。ただし、別途報告書を作成する場合は、その報告書をもって代用することができる。

（料金）

第6条 借用は原則として有料とし、料金は次のとおりとする。

- (1) 学内者 1,500円/㎡（月額/税込）
 - (2) 学外者 3,000円/㎡（月額/税込）
- 2 第3条第7号に規定する目的で借用する場合の料金は、機構運営委員会の議を経て、決定する。
- 3 次のいずれかの目的で借用する場合は料金を免除する。
- (1) 第3条第1号及び第2号に規定する目的で借用するもの。
 - (2) 第3条第3号から第6号に規定する目的で借用するもののうち、単年度で借用するもの。

第3章 客員研究員室

（借用者の範囲）

第7条 客員研究員室の借用者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 機構客員研究員
- (2) 機構が招へいする研究員
- (3) その他機構が認める研究員等

（借用手続）

第8条 前条の各号に規定する借用者は、機構の業務で本学に来学した時のみ客員研究員室を借用することができる。

- 2 借用手続は機構グループにて行う。

（料金）

第9条 料金は原則として無料とする。

第4章 会議室

(借用者の範囲)

第10条 会議室の借用者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 機構研究員
- (2) 事務職員
- (3) コーディネーター
- (4) その他機構に係る研究員、組織等

(借用目的)

第11条 会議室の借用目的は、事業（講演会、セミナー等）、会議等とする。

(借用手続)

第12条 借用手続は機構グループにて行う。

(料金)

第13条 料金は原則として無料とする。

第5章 クリーンルーム

(クリーンルームの設置)

第14条 機構は、ハイテク・リサーチ・コアの201室、202室、203室、204室及び準備室の205南室までを含めて一体としてクリーンルームとして設置する。

(利用者の範囲)

第15条 クリーンルームの利用者（以下「利用者」という。）は、原則として次のとおりとする。

- (1) 機構研究員
- (2) その他機構が認める研究員、組織等

2 前項第1号の機構研究員は、機構への所定の書類を届出た上で、研究上必要性が認められる場合に限り、当該研究員監督のもと、指導する学生を利用させることができる。

(利用目的)

第16条 クリーンルームの利用目的は、次のとおりとする。

- (1) 機構で行う研究センター、研究プロジェクト、研究グループ等における利用
- (2) 前号のほか、機構研究員の本学における研究活動における利用
- (3) 機構研究員が外部機関と実施する共同研究等のための利用
- (4) その他機構が認める利用

(利用期間)

第17条 前条に規定する目的に係る利用期間は、原則として年度単位とし、当該年の4月から翌年の3月までのうち、機構が必要と認める期間とする。ただし、必要性が認められる場合は、利用期間終了後も継続して利用することができる。

(クリーンルームの運営)

第18条 クリーンルームの利用状況や運用方法を統括し、機構との連絡調整を円滑に行うために、クリーンルームにクリーンルーム長を置く。

- 2 クリーンルーム長は、クリーンルーム利用者を代表してクリーンルームの借用者となる。
- 3 クリーンルーム長は、先端科学技術推進機構クリーンルーム運営会議（以下「運営会議」という。）を招集する。
- 4 クリーンルーム内の装置は、利用者で維持・管理し、その運用方法は運営会議で協議する。
- 5 クリーンルーム長の任命及びクリーンルームの運営について必要な事項は別に定める。

(利用申請手続)

第19条 第15条に規定する利用者の利用申請手続は、次のとおりとする。

- (1) 第15条第1項 利用を希望する機構研究員又は機構が認める研究員及び組織等が、クリーンルーム長を通じて機構長宛にクリーンルーム利用願を提出し、機構運営委員会の議を経て承認する。
- (2) 第15条第2項 利用させたい学生を指導する機構研究員が、クリーンルーム長にクリーンルーム利用願を提出し、運営会議の議を経て機構長が承認する。

(料金)

第20条 クリーンルームの利用は原則として有料とし、クリーンルーム全体での料金は次のとおりとする。

- (1) 第6条第1項第1号に規定する単価により算出した金額の2割5分相当額
- 2 前項の料金の詳細については、別に定める。
- 3 クリーンルームの料金は、利用者で分担して支払う。
- 4 前項の金額の利用者間の配分は、クリーンルーム運営会議にて協議し、クリーンルーム長が機構長に報告する。
- 5 第2項の室料変更は、機構運営委員会の議を経て行う。

第6章 遵守事項、損害賠償、その他

(遵守義務)

第21条 第2条、第7条、第10条、第18条第2項の借用者及び第15条の利用者（以下「借用者等」という。）は、機構諸規程等の他、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 秩序及び風紀を乱す行為をしないこと。
- (2) 建物又は備品を故意に破損しないこと。

- (3) 指定場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) その他遵守義務に違反しないこと。

(損害賠償)

第 22 条 借用者等は、施設、設備、装置、備品等を破損又は滅失したときは、実費をもって損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 23 条 この取扱内規に定めるもののほか、機構研究施設の借用に関し必要な事項は、機構運営委員会の議を経て、定めることとする。

附 則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成 28 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この内規（改正）は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

2 この内規（改正）改正後の第 14 条から第 20 条までの規定は、施行後 5 年を目途に見直すものとする。